

土地改良区会計基準の制定について

平成 31 年 2 月 14 日 30 農振第 2938 号

農林水産省農村振興局長から
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
全国土地改良事業団体連合会会長

あて

(別紙)

土地改良区会計基準

第 1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき設立された土地改良区の財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。）、収支予算書、収支決算書及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）の作成の基準を定め、土地改良区の健全な運営に資することを目的とする。

ただし、土地改良施設の管理を行わない土地改良区及び取得価額を算定しないことができる次に掲げる土地改良施設のみを管理している土地改良区は第 2、第 3 及び第 6 の規定は適用しないものとする。（注 1）

ア 土地とみなされる施設

イ 少額施設

ウ 歴史的な施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

2 一般原則

土地改良区は、次に掲げる原則に従い、財務諸表等を作成しなければならない。

(1) 財務諸表等は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況及び資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(2) 財務諸表等は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。（注 1）

(3) 土地改良区会計は、土地改良区の財政状況をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければならない。（注 1）

(4) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

3 事業年度

土地改良区の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、特別

の事情があるときは9月1日から翌年8月31日までとすることができる。

4 会計の区分

- (1) 土地改良区は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設けることができる。ただし、補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理することとされているときは、当該補助金等の交付に係る事業については、特別会計を設けなければならない。
- (2) 特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならない。
- (3) 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

5 財務諸表等の科目

土地改良区は、第2以降に定めるもののほか、別表第1によって勘定科目を分類し、かつ別表第2によって財務諸表等を作成しなければならない。

6 金額の単位

財務諸表等に記載される科目その他の事項の金額は、円単位をもって表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、土地改良区の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末現在における全ての資産、負債及び正味財産を記載し、組合員、債権者その他の利害関係者にこれを正しく明瞭に表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分け、さらに、資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注2) (注3)

3 貸借対照表価額の配列

資産及び負債の項目の配列は、流動性配列法によるものとする。

4 土地改良施設の貸借対照表価額

- (1) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている所有土地改良施設及びその附帯施設は、原則として、当該施設の工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定しなければならない。なお、譲与によって取得した所有土地改良施設の取得価額は、その取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定するものとする。ただし、第1の1のアからエまでに掲げる施設は取得価額を算定しないことができる。(注4)

(2) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている、国又は都道府県等が所有し、土地改良区が管理を受託している施設（当該施設用地等を含む。）を使用する権利（以下「受託土地改良施設使用収益権」という。）は、当該施設の造成に当たって土地改良区が負担した金額をもって取得価額とする。（注5）

(3) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注6）

5 その他資産の貸借対照表価額

(1) その他資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。

(2) 未収経常賦課金、未収特別賦課金、未収夫役現品、未収加入金及び未収転用決済金（以下「未収賦課金等」という。）は、組合員等に対し賦課調定した額から賦課調定した事業年度内に徴収した額を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

また、過年度において組合員等に対し賦課調定した未収賦課金等であって、当期末までに時効が完成していない未収賦課金等（以下「長期未収賦課金等」という。）は、過年度において組合員等に対し賦課調定した額から当期末までに徴収した額を控除した額のうち、時効が完成していない額をもって貸借対照表価額とする。

なお、長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合（法第39条第5項の規定により滞納処分を行った場合であっても、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等）には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならない。この場合、不納欠損引当金は対象となった科目ごとに資産の部にて間接控除法により表示する。

(3) 工事原材料、消耗品等の貯蔵品は、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注1）

(4) 満期まで所有する意図をもって保有する国債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注7）（注8）（注9）

(5) 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注6）

(6) 土地改良区設立費及び区債発行費は、繰延資産に計上することができる。これらの資産については、5年間で均等償却するものとし、償却額を控除した未償却残高を貸借対照表価額とする。

(7) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。この時価と比較する使用価値の見積りにあたっては、資産又は資産グループ単位として行

うことができるものとする。(注10)

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分け、さらに、一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分しなければならない。(注3) (注11) (注12) (注13)

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収入及び経常支出を記載して当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、さらにこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。(注13)

第4 収支予算書

1 収支予算書の内容

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 収支予算書の区分

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる収入及び支出について、収入の部及び支出の部に区分しなければならない。

3 収支予算書への注記事項

収支予算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

(1) 借入金限度額

(2) 債務負担額

第5 収支決算書

1 収支決算書の内容

(1) 収支決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(2) 収支決算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。

(3) 予算の補正等が行われた場合、予算額には補正等の後の予算額を表示しなければならない。

2 収支決算書の区分

収支決算書の区分は、第4の2の規定を準用する。

3 収支決算書への注記

収支決算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の範囲
- (2) 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
- (3) 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
- (4) 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
- (5) 科目間の流用及び予備費の充用があった場合には、当該科目及び金額
- (6) その他土地改良区の収支を明らかにするために必要な事項

第6 財務諸表に対する注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権について当該資産の取得価額（負担金額の内訳も含む。）、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 減価償却累計額を控除したその他固定資産について当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- (9) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高
- (10) 換地清算金徴収金（法第54条の3の規定に基づき徴収した金額（法第89条の2第10項で準用する場合を含む。））の当期徴収額、換地清算金交付金（法第89条の2第11項の規定により都道府県等から支払われた金額）の当期支払額及び換地清算金の当期末残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳（注13）
- (12) 関連当事者との取引の内容（注14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他土地改良区の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に分け、正味財産の額

を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表に記載の価額と同一とする。

第8 会計方式の移行措置

この会計基準の適用初年度の取扱いは、別紙によるものとする。

第9 土地改良区連合への準用

法第 77 条第 1 項の規定に基づき設立された土地改良区連合においても、この会計基準を準用する。

附 則

この会計基準は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

ただし、平成 34 年 3 月 31 日までの間は、平成 31 年 2 月 14 日付けで廃止される前の土地改良区会計基準（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2410 号農林水産省農村振興局長通知）及び平成 31 年 2 月 14 日付けで一部改正される前の土地改良区会計検査指導基準（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2411 号農林水産省農村振興局長通知）の適用を妨げないものとする。

会計基準注解

(注1) 重要性の原則の適用について

土地改良区会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、土地改良区会計の目的とするところは、土地改良区の財務内容を明らかにし、土地改良区の財政状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表等の表示に関しても適用される。重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) 取得価額を算定しないことができる土地改良施設とは、次に掲げる施設をいう。

ア 土地とみなされる施設

土水路や未舗装道路など、工作物として更新する設備がない施設

イ 少額施設

造成費用が 200 万円未満の施設又は施設の規格によって少額と判断される施設

ウ 歴史的な施設

土地改良法の施行（昭和 24 年）より前に造成された施設であって、造成後、現在まで資本的支出がなされていないが、施設の状態が良好であり、かつ、今後の更新を見込むことが難しい施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

移管の時期を含め、移管を受け入れる団体と明確な文書の取り交わしがある施設又は更新費用を負担する団体と明確な文書の取り交わしがある施設

(2) 貯蔵品のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。

(3) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。

(4) 譲与又は寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（組合員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増減額として処理することができる。

(5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(6) 退職給付会計の適用に当たっては、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる。

(注2) 基本財産及び特定資産の表示について

- (1) 土地改良区が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- (2) 譲与又は寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- (3) 土地改良区が特定の目的のために預金、有価証券等を保有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注3) 指定正味財産の区分について

譲与又は寄付によって受け入れた資産で、国、都道府県等及び寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、原則として当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。

また、当期中に寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注4) 土地改良施設用地等の評価について

- (1) 土地改良施設用地等は、原則として取得価額をもって貸借対照表価額とする。
- (2) 土地改良施設用地等のうち、1円を備忘価額として計上されているものについて、用途廃止などの変更が生じた場合には、特定資産の区分からその他固定資産の区分に振り替え、公正な評価額で再評価を行うものとする。

(注5) 受託土地改良施設使用収益権の評価について

受託土地改良施設使用収益権のうち、その取得時に土地改良区が負担した金額がない場合は、1円を備忘価額として計上するものとする。

(注6) 減価償却累計額の控除方式について

固定資産の貸借対照表価額は、取得価額から減価償却累計額を控除した価額のみを記載するものとする。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券以外の有価証券について

満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について
指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価

法で評価する場合には、従前の簿価との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注 10) 資産の時価が著しく下落したときについて

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が期末残高から概ね 50%を超えて下落している場合をいうものとする。

(注 11) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なものの又は毎期経常的に発生するものは、経常増減の区分科目に記載することができる。

(注 12) 補助金等について

土地改良区が国又は都道府県等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる資産の費消等が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

(注 13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産が、災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収入又は経常外収入として記載するものとする。

(注 14) 関連当事者との取引の内容について

1 土地改良区の関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 役員（役員に準ずる者を含む。以下同じ。）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係のある者）

なお、役員に準ずる者とは、相談役、顧問その他これに類する者で、当該土地改良区内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に当該土地改良区の

運営に従事していると認められる者をいう。ただし、当該土地改良区の役員のうち、対象役員は、常勤の有給役員に限定するものとする。

(2) 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

2 1に規定する関連当事者との取引のうち、財務諸表の科目に係る取引について、一定の重要性の高い取引を注記の対象とする。

3 関連当事者との取引については、原則として次に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。

(1) 当該関連当事者の氏名及び職業

(2) 当該土地改良区と関連当事者との関係

(3) 取引の内容

(4) 取引の種類別の取引金額

(5) 取引条件及び取引条件の決定方針

(6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(7) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表等に与えている影響の内容

4 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、3に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員に対する報酬、賞与及び退任慰労金の支払い

別紙 会計方式の移行措置

1 過年度分の減価償却累計額の取扱いについて

取得価額の算定を必要とする資産は、取得から本会計基準適用初年度までの経過期間に応じた減価償却累計額を算定するものとする。

2 減価償却方法の変更について

本会計基準の適用以前において定率法で減価償却を行ってきた固定資産は、本会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から残存耐用年数にわたり、定額法にて減価償却を行うものとする。

3 本会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

本会計基準適用初年度において保有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、本会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって債券金額と取得価額との差額を償却する。

4 基本財産及び特定資産の期首残高について

基本財産及び特定資産の本会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、土地改良区の健全な運営を図るため、規約で基本財産として設定されているものは基本財産の期首残高とし、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約がある資産については、特定資産の期首残高とする。

5 指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高について

指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたもので、本会計基準適用時に譲与者又は寄付者等の意思により、用途、保有又は運用方法等に制約されていることが明らかなものについては、指定正味財産の期首残高とする。

6 本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱いについて

本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱いについては、原則として、正味財産増減計算書の経常外収入又は経常外支出に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収入又は経常支出とすることができる。

なお、経常外収入又は経常外支出に計上する科目が複数になる場合には、経常外収入又は経常外支出においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収入又は経常外支出ごとにそれぞれ「過年度修正」の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、財務諸表に注記する。

7 土地改良施設用地等の評価について

本会計基準適用初年度以前から保有している土地改良施設用地等は、1円を備忘価額として計上することができる。

8 引当金について

本会計基準適用初年度以前に計上されていた引当金について、引当金の要件を満たさないものについては、本会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すものとする。

別表第1（第1の5関係）

科目一覧表

貸借対照表

【 資産の部 】

流動資産

款	項	目	節	説明
[流動資産]				資産のうち、事業年度期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの
	現金及び預金			現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金払出証券、郵便為替証書等 預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等（特定資産に属するものを除く。）
	有価証券			事業年度期末日の翌日から1年以内に満期の到来する国債その他の債券（固定資産に属するものは除く。）
	未収賦課金等			賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収金（当期において賦課等をした未収金に限る。） なお、地区別に賦課金額が異なる等の場合等、必要に応じ、節に、地区名、工区名を設定する。
		未収経常賦課金	〇〇	未収の経常賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収特別賦課金	〇〇	未収の特別賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収夫役現品	〇〇	未収の夫役現品（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収加入金	〇〇	未収の加入金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収転用決済金	〇〇	未収の転用決済金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
	換地清算金未収金			土地改良区営事業において、換地清算における関係権利者からの未収金で、換地処分公告の翌日から起算して1年未満のもの
	その他未収金			
		未収負担金	〇〇	当期において負担を受けるべき負担金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業負担金、未収適正化事業負担金、未収建設事業負担金）
		未収業務受託料	〇〇	当期において支払いを受けるべき業務受託料のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業受託料、未収適正化事業受託料、未収建設事業受託料、未収その他受託料）
		未収補助金	〇〇	当期において交付決定を受けた補助金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名や国、県等の補助金支出者に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業補助金、未収適正化事業補助金、未収建設事業補助金、未収その他事業補助金）
		未収交付金	〇〇	当期において支払いをうけるべき交付金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名、地区名等を記載する。（例示：未収適正化事業交付金、未収その他事業交付金）
		未収他目的使用料		当期において未収となっている他目的使用料

		未収過怠金	〇〇	当期において未収となっている過怠金 なお、必要に応じて、節を設定し、具体的な名称を記載する。（例示：未収〇〇地区過怠金）
	前払金			購入物品又は用役代金等の前払金、国営土地改良事業における土地改良区負担額を土地改良区が一括納付した場合の納付相当額等
	立替金	〇〇		役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目 なお、必要に応じて、目で仮払金を設定する。
	貯蔵品			燃料、資材、消耗工具、事務用品等のうち、取得時に経費又は材料費として処理されず、未使用のまま貯蔵中のものをいい、切手、収入印紙、タクシーチケット等の金券類を含む。（重要性の乏しいものについては取得時に全額を費用処理することも認められる。）
	その他流動資産			上記以外の流動資産
	他会計貸付金			一般会計と特別会計の間に発生した貸付金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定資産

款	項	目	節	説明
(固定資産)				資産のうち、土地改良区において継続的に使用することを目的として所有するもの
基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの
	山林、宅地及びその従物			規約において基本財産として定めたもの
	備荒積立金			災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	事業積立金			土地改良事業（特定資産の施設更新積立資産により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	基本財産有価証券			規約において基本財産として定めた有価証券
特定資産				特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限られず、土地改良施設や土地等も含まれる。 なお、下記以外に、具体的に必要な積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。
	所有土地改良施設			土地改良区が所有する土地改良施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額とし、減価償却累計額を控除した額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	土地改良施設用地等			土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額
	水利権			土地改良区が所有する水利権の設定に要した費用
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設（土地、地上権及び借地権等を含む。）を土地改良区が管理受託している場合における土地改良区の負担相当額 なお、減価償却累計額及び当該使用収益権に係る国庫補助金等については、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	財政調整積立資産			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産			役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産			所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金（基本財産の事業積立金に充てる土地改良事業は除く。）
	減債積立資産			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金

	建物等更新積立資産			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金
	土地改良施設建設仮勘定			土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。） なお、土地改良施設の建設に際して、一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設			附帯事業に係る施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設建設仮勘定			附帯事業に係る施設が完成する前の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）
その他固定資産				基本財産及び特定資産以外の固定資産
	土地			土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地（地上権、借地権等も含む。）
	建物			土地改良区の事務所、倉庫等の建物及びその他建物附属設備並びに構築物（土地改良施設を除く。）
	建設仮勘定			土地改良施設以外の土地改良区の事務所、倉庫等の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）
	機械及び装置			工作又は作業用の機械及び装置（器具備品を除く。）で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	車両運搬具			自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	器具備品			測定、検査及び修理用具等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	リース資産			ファイナンス・リース取引で借手側に生じる資産
	ソフトウェア			土地改良施設の操作以外の用に供するソフトウェア（会計ソフト等）
	適正化事業拠出金			適正化事業費の事業実施年度当年度までに拠出されたもの
	長期未収賦課金等			過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金
		経常賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収経常賦課金
		特別賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収特別賦課金
		夫役現品		過年度（前期以前）分の長期の未収の夫役現品
		加入金		過年度（前期以前）分の長期の未収の負担金
		転用決済金		過年度（前期以前）分の長期の未収の転用決済金
	出資金			土地改良事業団体連合会、農協等の関係団体への出資金及び有価証券のうち、流動資産の有価証券及び基本財産の基本財産有価証券を除く国債その他の債券
	差入保証金			賃借人が賃料その他の賃貸契約上の債務を担保する目的で賃借人に対して支払われるもの等で、契約が満了したときに原則全額が返還されるもの（敷金、保証金等）
	その他固定資産			上記以外のその他の固定資産
	不納欠損引当金			長期未収賦課金等について、滞納処分を行った場合にあっては、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等の徴収不能見込額
〔繰延資産〕				すでに対価の支払が終了し又は支払義務が確定し、それに対応する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたって発現される費用であり、翌事業年度以降にわたり繰延経理された資産
	土地改良区設立費			土地改良区を設立する際に要した費用

	区債発行費			区債を発行する際に要した費用
--	-------	--	--	----------------

【 負債の部 】
流動負債

款	項	目	節	説明
(流動負債)				期末日の翌日から1年以内に弁済(履行)期限が到来する負債
	未払金			請負工事費、拠出金、会費及びその他費用等の未払金(当期に支払(納付)請求又は義務がある未払金に限る。)
	前受金			事業年度末日時点において、組合員等から翌期の賦課金等の納入を受けているが、賦課又は納入告知等が行われていないもの(納入期限が期末日の翌日から1年以内のものに限る。)
	預り金			当該年度に給与等の源泉所得税及び社会保険料並びに取引上收受した預り保証金等預り金のうち1年以内に支払又は返還予定のもの
	賞与引当金			職員の賞与手当支給に備えるための引当金
	短期借入金			返済期限が期末日の翌日から1年以内の借入金(返済期限が1年以内となった長期借入金も含む。)
	適正化事業拠出金短期未払金			適正化事業拠出金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年以内のもの
	未払消費税等			事業年度の末日における未納付の消費税等
	リース債務			ファイナンス・リース取引により購入したリース物件の代金(リース料の総額)の未払金
	換地清算金未払金			土地改良区営事業において、換地処分公告後、関係権利者に支払うべき換地清算金(支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。)
	換地清算金預り金	〇〇		国営又は都道府県営土地改良事業において、換地処分公告後、国等から預かっている又は組合員から預かっている換地清算金や、創設換地取得者等から換地処分公告日以前に受領した換地清算金相当額(支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。) なお、必要に応じ、目を設定し、支払先の名称等を記載する。
	その他流動負債			上記以外のその他の流動負債
	他会計借入金	〇〇		一般会計と特別会計の間に発生した借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定負債

款	項	目	節	説明
(固定負債)				
	公庫資金等長期借入金	〇〇		土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、地区名、施設名等を記載する。
	その他の長期借入金	〇〇		土地改良区運営費等に係る公庫以外のその他金融機関からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、金融機関名を記載する。
	区債			土地改良区の区債で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの
	適正化事業拠出金長期未払金	〇〇		適正化事業拠出金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じて、目を設定し、地区名を記載する。
	職員退職給付引当金			職員の退職給付に備えるための引当金
	役員退任慰労引当金			役員退任慰労に備えるための引当金(当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。)
	長期未払金			過年度分の各種負担金、各種分担金、各種使用料、委託料等の未払金で、弁済(履行)期限から1年を超えるもの
	その他固定負債			上記以外のその他の固定負債

【 正味財産の部 】

款	項	目	節	説明
[指定正味財産]				
	受取補助金等			国や都道府県等から受領した補助金、交付金、助成金 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名、事業名、 施設名等を記載する。
		受取補助金	〇〇	
		受取交付金	〇〇	
		受取助成金	〇〇	
	所有土地改良施設受贈益			土地改良区が、国又は都道府県等から、土地改良施設 の譲与を受けた場合の受入額
	土地改良施設用地等受贈 益			土地改良区が土地改良事業を行うに際して、土地改良 施設用地等として寄付者等から贈与を受けた土地で あって、寄付者により、その用途、処分等に制約が課 されている資産の受入額 (土地改良区が、国又は都道府県等から、土地の譲与 を受けた場合の受入額も含む。)
	有価証券受贈益			土地改良区が、その用途、処分等に制約が課されてい る有価証券の贈与等を受けた場合の受入額
	受取寄付金			土地改良区が、寄付者により、その用途、処分等に制 約が課されている資金の受入額
	(うち基本財産への充当 額)			指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当 額)			指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
[一般正味財産]				正味財産から指定正味財産を控除した額
	(うち基本財産への充当 額)			一般正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当 額)			一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

正味財産増減計算書

一般正味財産増減の部

1 経常収入

款	項	目	節	説明
				毎期の事業運営から経常的に生じる収入
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金	〇〇		土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	特別賦課金	〇〇		土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の拠出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	夫役現品	〇〇		組合員から徴収する賦課金について、労役又は物品で給付を受けた場合の当該給付額 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	加入金	〇〇		土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金	〇〇		組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金	〇〇		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する。 （適正化事業負担金、維持管理事業負担金等）
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	受取他目的使用料	〇〇		土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：橋梁、浄化水槽、〇〇施設他目的使用料等）
	受取手数料	〇〇		各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会などの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：証明書交付、帳簿閲覧、承諾書交付、立会等）
	農地中間管理機構業務受託料			定款第4条第2項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料			定款第4条第2項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産受取配当金			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産受取利息			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産受取賃貸料			基本財産を運用して受け取る賃貸料 （例：水源涵養林の土地の貸付等）
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産受取利息			特定資産を運用して受け取る利息
受取補助金等				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金	〇〇		土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：〇〇地区補助金、維持管理事業補助金等）

	受取助成金等	〇〇		市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。(例：運営事務費助成金、〇〇補償金、〇〇地区協力金)
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金(土地改良区の拠出額は含まない。)
受取業務受託料				土地改良区が業務を受託した際の受託料(定款第4条第2項に規定されていない業務に限る。)
	換地業務受託料	〇〇		国、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。(例：〇〇事業、〇〇地区、等)
	土地改良施設操作受託料	〇〇		国、都道府県、市町村等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。(例：〇〇事業、〇〇地区、〇〇機場等)
	調査業務受託料	〇〇		国、都道府県、市町村等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。(例：〇〇調査業務、〇〇地区調査業務等)
不納欠損引当金取崩益				不納欠損引当金を取り崩した場合の益
雑収入				上記以外の経常収入
	受取利息配当金			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金
		受取利息		受け取った利息 (例：普通預金利息、国債利息、有価証券利息)
		受取配当金		受け取った配当金 (例：農協の出資金に係る配当金)
	受取過剰金			受け取った過剰金
他会計繰入金				
	〇〇会計からの繰入金			他の会計からの繰入金 具体的な会計の名称を記載する。

2 経常支出

款	項	目	節	
土地改良事業費				土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	維持管理費			土地改良区が行う維持管理事業の実施に要する経費 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
		給料手当	〇〇	土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費	〇〇	土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水路保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等	〇〇	土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費	〇〇	土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費	〇〇	用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用

	適正化事業費	(略)	〇〇	土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他事業費	(略)	〇〇	土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	委託業務費	(略)	〇〇	土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	受託業務費	(略)	〇〇	土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
不納欠損引当金繰入額				不納欠損引当金に繰り入れた額
附帯事業費	〇〇	(略)		土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費目は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
減価償却費				
	所有土地改良施設減価償却費			所有土地改良施設に係る減価償却費（維持管理事業用に購入した車両、固定資産に該当する器具備品等を含む）
	受託土地改良施設使用収益権減価償却費			受託土地改良施設使用収益権に係る減価償却費
	附帯事業施設減価償却費			附帯事業施設に係る減価償却費
一般管理費				土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費			土地改良区運営のために、毎年度経常に要する経費 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬	〇〇	理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当	〇〇	土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与引当金繰入額	〇〇	翌期に土地改良区の職員に支給する賞与のうちの当期に負担すべき金額
		退職給付費用	〇〇	将来、土地改良区の職員が退職するときに支払う退職給付（退職一時金及び年金）のうちの当期に負担すべき金額
		役員退任慰労引当金繰入額	〇〇	将来、土地改良区の役員が退任するときに支払う退任慰労金のうちの当期に負担すべき金額（当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。）
		福利厚生費	〇〇	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の費用
		研修費	〇〇	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	〇〇	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	〇〇	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総（代）会費	〇〇	会場借料、総代会の開催に係る総代への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	〇〇	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等

		消耗什器備品費	〇〇	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	〇〇	外部の業者に支払った印刷代等
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		支払手数料	〇〇	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		諸謝金	〇〇	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	〇〇	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	〇〇	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	〇〇	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費			土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等にわかれている場合は、節で具体的に記して記載する。
		減価償却費	〇〇	事務所建物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品等の土地改良施設及び附帯事業施設以外の固定資産に係る減価償却費
		修繕費	〇〇	事務所等の修理、維持管理等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	事務所の備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金				国及び都道府県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、都道府県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金	〇〇		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	都道府県営事業分担金	〇〇		都道府県営事業の分担金（都道府県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市町村営事業分担金	〇〇		市町村営事業の分担金（市町村営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金	〇〇		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
他会計繰出金				他の会計への繰出金
	〇〇会計への繰出金	〇〇		具体的な会計の名称を記載する。

3 経常外収入

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる収入（臨時的項目及び過年度修正項目を含む。）
固定資産売却益				土地、建物、車両運搬具、器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	土地売却益			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	建物売却益			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	機械及び装置売却益			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	車両運搬具売却益			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	器具備品売却益			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益

有価証券売却益				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設を土地改良区が管理受託している場合にあって、当該施設について土地改良区の自己負担額がない場合、無償で受託土地改良施設収益権を取得したことによるため、備忘価額として1円を計上する。(貸借対照表の受託土地改良施設使用収益権に1円を計上する。)
	土地受贈益			土地を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	建物受贈益			建物を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	機械及び装置受贈益			機械及び装置を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	車両運搬具受贈益			車両運搬具を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	器具備品受贈益			固定資産に該当する器具備品を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
資産評価益				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	基本財産評価益			一般正味財産を充当した基本財産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
	特定資産評価益			一般正味財産を充当した特定資産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
その他資産評価益				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	有価証券評価益			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
受取寄付金				寄付者等により、その用途、処分等に制約が課されていない寄付金(指定正味財産に該当しない場合に限る。)
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による利益 (例：前期以前に計上した減価償却費の修正額、前期以前に不納欠損処理した未収賦課金等の入金額)

4 経常外支出

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる支出で、臨時的項目及び過年度項目を含む。
固定資産売却損				土地、建物、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	土地売却損			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	建物売却損			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	機械及び装置売却損			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	車両運搬具売却損			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	器具備品売却損			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
有価証券売却損				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
不納欠損				滞納賦課金等の不納欠損処理に伴う損失
	不納欠損			不納欠損処理に伴う損失額
災害損失				災害によって生じる損失
	災害損失			災害により生じた損失額
固定資産除却損				建物、機械及び装置、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を除却したときの損失
	建物除却損			建物を除却したときの損失
	機械及び装置除却損			機械及び装置除却損を除却したときの損失
	車両運搬具除却損			車両運搬具を除却したときの損失

	器具備品除却損			器具備品を除却したときの損失
資産評価損				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	基本財産評価損			一般正味財産に充当した基本財産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	特定資産評価損			一般正味財産に充当した特定資産に含まれている満期保有目的有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
その他資産評価損				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	有価証券評価損			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
支払利息				債務の支払利息
	借入金利息			借入金の支払利息
		公庫資金借入金		公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金		その他の借入金の支払利息
	区債利息			区債の支払利息
繰延資産償却費				
	土地改良区設立費			土地改良区設立費を償却した際に計上する費用
	区債発行費			区債発行費を償却する際に計上する費用
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による損失 (例：前期以前に計上した減価償却費の修正額)

指定正味財産増減の部

款	項	目	節	説明
受取補助金等				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金	〇〇		土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。(例：〇〇地区補助金、維持管理事業補助金等)
	受取助成金等	〇〇		市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。(例：運営事務費助成金、〇〇補償金、〇〇地区協力金)
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金(土地改良区の拠出額は含まない。)
受取寄付金				寄付者等により、その用途、処分等に制約が課されている寄付金
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	所有土地改良施設受贈益			土地改良施設を無償で譲与を受けた場合の当該土地改良施設の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	土地改良施設用地等受贈益			土地改良施設用地を無償で譲与を受けた場合の土地の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	有価証券受贈益			有価証券(基本財産及び特定資産に該当するものに限る。)の譲与等を受けた際に取得するのに要する支出額との差額
基本財産評価益				指定正味財産に充当した基本財産の評価益
特定資産評価益				指定正味財産に充当した特定資産の評価益
その他資産評価益				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価益
基本財産評価損				指定正味財産に充当した基本財産の評価損
特定資産評価損				指定正味財産に充当した特定資産の評価損
その他資産評価損				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価損

一般正味財産への振替額				指定正味財産から一般正味財産への振替額を記載する。 なお、必要に応じて、目を設定し、一般正味財産への振替額のうち、経常、経常外の区分がわかるよう記載する。
-------------	--	--	--	--

収支予算書・収支決算書

収入

款	項	目	節	説明
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金収入	〇〇		土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	特別賦課金収入	〇〇		土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の拠出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	夫役現品収入	〇〇		組合員から徴収する賦課金について、労役又は物品で給付を受けた場合の当該給付額 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	加入金収入	〇〇		土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金収入	〇〇		組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金収入	〇〇		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する。 （適正化事業負担金、維持管理事業負担金等）
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	他目的使用料収入	〇〇		土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：橋梁、浄化水槽、〇〇施設他目的使用料等）
	手数料収入	〇〇		各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会いなどの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：証明書交付、帳簿閲覧、承諾書交付、立会等）
	農地中間管理機構業務受託料収入			定款第4条第2項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料収入			定款第4条第2項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産配当金収入			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産利息収入			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産賃貸料収入			基本財産を運用して受け取る賃貸料 （例：水源涵養林の土地の貸付等）
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産利息収入			特定資産を運用して受け取る利息
補助金等収入				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等

	補助金収入			土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：○○地区補助金、維持管理事業補助金等）
	助成金等収入			市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。（例：運営事務費助成金、○○補償金、○○地区協力金）
交付金収入				
	適正化事業交付金収入			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金（土地改良区の拠出額は含まない。）
寄附金収入				
	寄付金収入			
		寄付金		受け取った寄付金の額
業務受託料収入				
	換地業務受託料収入			国、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。（例：○○事業、○○地区、等）
	土地改良施設操作受託料収入			国、都道府県、市町村等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。（例：○○事業、○○地区、○○機場等）
	調査業務受託料収入			国、都道府県、市町村等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。（例：○○調査業務、○○地区調査業務等）
雑収入				
	受取利息配当金収入			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金による収入
		受取利息		受け取った利息 （例：普通預金利息、国債利息、有価証券利息）
		受取配当金		受け取った配当金
	過年度収入			長期未収賦課金等を徴収した場合や不納欠損処理した未収賦課金等について、入金があった場合等の収入
	過怠金収入			受け取った過怠金
借入金収入				
	区債収入			土地改良区が事業を行うために発行した区債から生じる収入
	公庫資金借入金収入			日本政策金融公庫から受けた融資資金
	その他の借入金収入	○○		その他金融機関から受けた融資資金 なお、必要に応じて、具体的な金融機関名を目に設定する。
基本財産取崩収入				
				基本財産を取り崩すことで生じる収入

	備荒積立金取崩収入			備荒積立金を取り崩すことで生じる収入
	事業積立金取崩収入			事業積立金を取り崩すことで生じる収入
特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入 ほかに積立資産がある場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産取崩）
	財政調整積立資産取崩収入			財政調整積立資産を取り崩すことで生じる収入
	職員退職給付引当積立資産取崩収入			職員退職給付引当積立資産を取り崩すことで生じる収入
	役員退任慰労金積立資産取崩収入			役員退任慰労金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	転用決済金積立資産取崩収入			転用決済金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	施設更新積立資産取崩収入			施設更新積立資産を取り崩すことで生じる収入
	減債積立資産取崩収入			減債積立資産を取り崩すことで生じる収入
	建物等更新積立資産取崩収入			建物等更新積立資産を取り崩すことで生じる収入
固定資産売却収入				固定資産を売却することにより生じる収入
	土地売却収入			土地の売却により生じる収入
	建物売却収入			建物の売却により生じる収入
	機械及び装置売却収入			機械及び装置の売却により生じる収入
	車両運搬具売却収入			車両運搬具の売却により生じる収入
	器具備品売却収入			固定資産に該当する器具備品の売却により生じる収入
出資金返還収入				出資金の返還により生じる収入（国債その他の債券を売却した際の収入を含む）
差入保証金回収収入				差入保証金の回収により生じる収入
交付換地清算金収入				国営又は都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において、国等から交付される換地清算金により生ずる収入
	換地清算金交付金収入			
徴収換地清算金収入				関係権利者から徴収する換地清算金により生じる収入
	換地清算金徴収金収入			
他会計貸付金回収収入				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の回収により生じる収入
他会計借入金借入収入				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の借入により生じる収入
他会計繰入金				他会計からの繰入金
	〇〇会計からの繰入金			具体的な会計の名称を記載する。
繰越金				
	前年度繰越金			前年度からの繰越金額

支出

款	項	目	節	説明
土地改良事業費支出				毎期の土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	維持管理費支出			土地改良区が行う維持管理事業の実施に要する経費 なお、必要に応じて、各目に節を設定し、地区名等具体的に記載する。
		給料手当	〇〇	土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費	〇〇	土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水路保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等	〇〇	土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費	〇〇	土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費	〇〇	用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用
	適正化事業費支出	(略)	〇〇	土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	適正化事業拠出金支出			土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区の拠出金
		適正化事業拠出金	〇〇	
	その他事業費支出	(略)	〇〇	土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。

	委託業務費支出	(略)	〇〇	土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	受託業務費支出	(略)	〇〇	土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
附帯事業費支出	〇〇	(略)		土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費 項は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
一般管理費支出				土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費支出			土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する経費 なお、必要に応じて、各目に節を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬	〇〇	理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当	〇〇	土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	〇〇	土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与支払	〇〇	土地改良区の職員に対して支払う賞与
		退職金支払	〇〇	土地改良区の職員が退職するときに支払った退職一時金及び年金
		役員退任慰労金支払	〇〇	土地改良区の役員が退任するときに支払った退任慰労金
		福利厚生費	〇〇	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の費用
		研修費	〇〇	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	〇〇	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	〇〇	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総（代）会費	〇〇	会場借料、総代会の開催に係る総代への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	〇〇	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	〇〇	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む

		通信運搬費	〇〇	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	〇〇	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	〇〇	外部の業者に支払った印刷代等
		支払手数料	〇〇	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		支払保険料	〇〇	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		諸謝金	〇〇	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	〇〇	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	〇〇	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	〇〇	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	〇〇	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費支出			土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等に分かれている場合は、節で具体的に記す。
		修繕費	〇〇	事務所等の修理、維持管理等のために支出した金額
		水道光熱費	〇〇	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	〇〇	事務所の器具備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金支出				国及び都道府県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、都道府県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金支出	〇〇		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	都道府県営事業分担金支出	〇〇		都道府県営事業の分担金（都道府県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市町村営事業分担金支出	〇〇		市町村営事業の分担金（市町村営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金支出	〇〇		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
借入金返済支出				借入金の返済のための支出
	公庫資金償還金支出			日本政策金融公庫からの融資資金の償還金
	その他の借入金返済金支出			公庫以外の融資機関に対する返済金
	区債返済金支出			区債の返済金
	リース債務返済支出			リース債務の返済金

支払利息				債務の支払利息
	借入金利息			借入金の支払利息
		公庫資金借入金		公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金		その他の借入金の支払利息
	区債利息			区債の支払利息
固定資産取得支出				事業に要する固定資産の取得に要する経費
	土地取得支出			土地の取得に係る支出額
	建物取得支出			建物の取得に係る支出額
	機械及び装置取得支出			機械及び装置の取得に係る支出額
	車両運搬具取得支出			車両運搬具の取得に係る支出額
	器具備品取得支出			固定資産に該当する器具備品の取得に係る支出額
	リース資産取得支出			リース資産の取得に係る支出額
	ソフトウェア取得支出			ソフトウェアの取得に係る支出額
土地改良施設建設仮勘定取得支出				土地改良施設建設仮勘定の取得に係る支出額
附帯事業施設建設仮勘定取得支出				附帯事業建設仮勘定の取得に係る支出額
建設仮勘定取得支出				建設仮勘定の取得に係る支出額
出資金取得支出				出資金の取得により生じる支出（国債その他の債券を取得した際の支出を含む）
差入保証金差入支出				差入保証金の差入により生じる支出
支払換地清算金支出				
	換地清算金支払金支出	〇〇		関係権利者に支払う換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
納付換地清算金支出				
	換地清算金納付金支出	〇〇		国営又は都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において国等に納付する換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
基本財産積立支出				基本財産を積み増すための支出額
	備荒積立金支出			備荒積立金を積み増すための支出額
	事業積立金支出			事業積立金を積み増すための支出額
特定資産積立支出				積立資産を積み増すための支出額 ほか積立資産がある場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産積立支出）
	財政調整積立資産積立支出			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産積立支出			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産積立支出			役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産積立支出			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産積立支出			所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金

	減債積立資産積立 支出			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
	建設等更新積立資産 積立支出			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立 金
雑支出				上記以外の支出
	過年度支出			過年度において支出すべき金額を今年度において支出する 金額
他会計貸付金貸付 支出				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の貸付により生 じる支出
他会計借入金返済 支出				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の返済により生 じる支出
他会計繰出額				他会計への繰出金
	〇〇会計繰出金支 出			具体的な会計の名称を記載する
繰越金				
	次年度繰越金			次年度への繰越金額
予備費	予備費			承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いるこ とができる金額

別表第2（第1の5関係）

貸借対照表

年 月 日現在

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
有価証券			
未収賦課金等			
換地清算金未収金			
その他未収金			
前払金			
立替金			
貯蔵品			
その他流動資産			
他会計貸付金			
流動資産合計			
2 固定資産			
(1) 基本財産			
山林、宅地及びその従物			
備荒積立金			
事業積立金			
基本財産有価証券			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
土地改良施設用地等			
水利権			
受託土地改良施設使用収益権			
財政調整積立資産			
職員退職給付引当積立資産			
役員退任慰労金積立資産			
転用決済金積立資産			
施設更新積立資産			
減債積立資産			
建物等更新積立資産			
土地改良施設建設仮勘定			
附帯事業施設			
附帯事業施設建設仮勘定			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
土地			
建物			
建設仮勘定			
機械及び装置			
車両運搬具			
器具備品			
リース資産			
ソフトウェア			
適正化事業拠出金			
長期未収賦課金等			
出資金			
差入保証金			
その他固定資産			
不納欠損引当金			
その他固定資産合計			

<p>固定資産合計</p> <p>3 繰延資産</p> <p> 土地改良区設立費</p> <p> 区債発行費</p> <p>繰延資産合計</p> <p>資産合計</p> <p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債</p> <p> 未払金</p> <p> 前受金</p> <p> 預り金</p> <p> 賞与引当金</p> <p> 短期借入金</p> <p> 適正化事業拠出金短期未払金</p> <p> 未払消費税等</p> <p> リース債務</p> <p> 換地清算金未払金</p> <p> 換地清算金預り金</p> <p> その他流動負債</p> <p> 他会計借入金</p> <p>流動負債合計</p> <p>2 固定負債</p> <p> 公庫資金等長期借入金</p> <p> その他の長期借入金</p> <p> 区債</p> <p> 適正化事業拠出金長期未払金</p> <p> 職員退職給付引当金</p> <p> 役員退任慰労引当金</p> <p> 長期未払金</p> <p> その他固定負債</p> <p>固定負債合計</p> <p>負債合計</p> <p>III 正味財産の部</p> <p>1 指定正味財産</p> <p> 受取補助金等</p> <p> 所有土地改良施設受贈益</p> <p> 土地改良施設用地等受贈益</p> <p> 有価証券受贈益</p> <p> 受取寄付金</p> <p>指定正味財産合計</p> <p> (うち基本財産への充当額)</p> <p> (うち特定資産への充当額)</p> <p>2 一般正味財産</p> <p>一般正味財産合計</p> <p> (うち基本財産への充当額)</p> <p> (うち特定資産への充当額)</p> <p>正味財産合計</p> <p>負債及び正味財産合計</p>			
--	--	--	--

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。

科目の順は、別表第1の科目の順によること。

貸借対照表総括表

年 月 日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金				
有価証券				
未収賦課金等				
換地清算金未収金				
その他未収金				
前払金				
立替金				
貯蔵品				
その他流動資産				
他会計貸付金				
流動資産合計				
2 固定資産				
(1) 基本財産				
山林、宅地及びその従物				
備荒積立金				
事業積立金				
基本財産有価証券				
基本財産合計				
(2) 特定資産				
所有土地改良施設				
土地改良施設用地等				
水利権				
受託土地改良施設使用収益権				
財政調整積立資産				
職員退職給付引当積立資産				
役員退任慰労金積立資産				
転用決済金積立資産				
施設更新積立資産				
減債積立資産				
建物等更新積立資産				
土地改良施設建設仮勘定				
附帯事業施設				
附帯事業施設建設仮勘定				
特定資産合計				
(3) その他固定資産				
土地				
建物				
建設仮勘定				
機械及び装置				
車両運搬具				
器具備品				
リース資産				
ソフトウェア				
適正化事業拠出金				
長期未収賦課金等				
出資金				
差入保証金				
その他固定資産				
不納欠損引当金				

<p> その他固定資産合計 固定資産合計 3 繰延資産 土地改良区設立費 区債発行費 繰延資産合計 資産合計 II 負債の部 1 流動負債 未払金 前受金 預り金 賞与引当金 短期借入金 適正化事業拠出金短期未払金 未払消費税等 リース債務 換地清算金未払金 換地清算金預り金 その他流動負債 他会計借入金 流動負債合計 2 固定負債 公庫資金等長期借入金 その他の長期借入金 区債 適正化事業拠出金長期未払金 職員退職給付引当金 役員退任慰労引当金 長期未払金 その他固定負債 固定負債合計 負債合計 III 正味財産の部 1 指定正味財産 受取補助金等 所有土地改良施設受贈益 土地改良施設用地等受贈益 有価証券受贈益 受取寄付金 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 2 一般正味財産 一般正味財産合計 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 負債及び正味財産合計 </p>				
---	--	--	--	--

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。
 科目の順は、別表第1の科目の順によること。

正味財産増減計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入			
附帯事業収入			
基本財産運用収入			
特定資産運用収入			
受取補助金等			
受取交付金			
受取業務受託料			
不納欠損引当金取崩益			
雑収入			
他会計繰入金			
経常収入計			
(2) 経常支出			
土地改良事業費			
附帯事業費			
不納欠損引当金繰入額			
減価償却費			
一般管理費			
土地改良事業負担金			
他会計繰出金			
経常支出計			
当期経常増減額			
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
固定資産売却益			
有価証券売却益			
固定資産受贈益			
資産評価益			
その他資産評価益			
受取寄付金			
過年度修正			
経常外収入計			
(2) 経常外支出			
固定資産売却損			
有価証券売却損			
不納欠損			
災害損失			
固定資産除却損			
資産評価損			
その他資産評価損			
支払利息			
繰延資産償却費			
過年度修正			
経常外支出計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取交付金			
受取寄付金			
固定資産受贈益			
基本財産評価益			
特定資産評価益			
その他資産評価益			
基本財産評価損			
特定資産評価損			
その他資産評価損			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。
科目の順は、別表第1の順によること。

正味財産増減計算書総括表

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入				
附帯事業収入				
基本財産運用収入				
特定資産運用収入				
受取補助金等				
受取交付金				
受取業務受託料				
不納欠損引当金取崩益				
雑収入				
他会計繰入金				
経常収入計				
(2) 経常支出				
土地改良事業費				
附帯事業費				
不納欠損引当金繰入額				
減価償却費				
一般管理費				
土地改良事業負担金				
他会計繰出金				
経常支出計				
当期経常増減額				
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
固定資産売却益				
有価証券売却益				
固定資産受贈益				
資産評価益				
その他資産評価益				
受取寄付金				
過年度修正				
経常外収入計				
(2) 経常外支出				
固定資産売却損				
有価証券売却損				
不納欠損				
災害損失				
固定資産除却損				
資産評価損				
その他資産評価損				
支払利息				
繰延資産償却費				
過年度修正				
経常外支出計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取交付金				
受取寄付金				
固定資産受贈益				
基本財産評価益				
特定資産評価益				
その他資産評価益				
基本財産評価損				
特定資産評価損				
その他資産評価損				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高				

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。
科目の款項順は、別表第1の順によること。

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 土地改良施設等の減価償却の方法
 - ② その他固定資産の減価償却の方法
- (5) 繰延資産の減価償却の方法
- (6) 引当金の計上基準
- (7) 積立金の計上基準
- (注) 特定資産に計上する任意の積立資産について、その計上の基準について記載する。
- (8) リース取引の処理方法
- (9) 消費税等の会計処理
- (10)

2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則又は手続の変更
- (2) 表示方法の変更

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計				
特定資産				
小 計				
合 計				

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
小 計				
特定資産				
小 計				
合 計				

5 担保に供している資産

〇〇資産〇〇円(帳簿価額)は、〇〇事業に係る長期借入金〇〇円の担保に供している。

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却 費)
建物				
機械及び装置				
車両運搬具				
器具備品				
.....				
合 計				

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
所有土地改良施設	総額	総額	総額	総額
	0000,000	0000,000	0000,000	0000,000
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000
	国 000,000	国 000,000	国 000,000	国 000,000
県 000,000	県 000,000	県 000,000	県 000,000	
その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000
合 計				

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価額)
受託土地改良施設使用収益権	総額	総額	総額	総額
	0000,000	0000,000	0000,000	0000,000
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000	土地改良区 000,000
	国 000,000	国 000,000	国 000,000	国 000,000
県 000,000	県 000,000	県 000,000	県 000,000	
その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000	その他 000,000
合 計				

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
合 計		

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
合 計			

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
〇〇補助金						
.....						
小 計						
助成金						
〇〇助成金						
.....						
小 計						
合 計						

9 換地清算金（土地改良法第54条の3の規定に基づき徴収した金額（同法第89条の2第10項の規定において準用するものを含む。））徴収金の当期徴収額、換地清算金（同法第89条の2第11項の規定により県等から支払われた金額）交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高
 換地清算金徴収金の当期徴収額又は換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高は、次のとおりである。

(単位：円)

換地清算金の区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分	摘 要
換地清算金徴収金	円	円	円	円		
〇〇換地区						
.....						
小 計						
換地清算金交付金						
〇〇換地区						
.....						
小 計						
合 計						

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収入への振替額	
.....	
経常外収入への振替額	
.....	
合 計	

11 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

法人等の名称	住所	事業の内容又は職業	関係内容		取引の内容	取引金額	取引関係科目	期末残高	取引条件等
			役員の兼務等	事業上の関係					

12 重要な後発事象

.....

13 その他

(1) 長期借入金について

当事業年度末において貸借対照表に計上されている公庫資金等長期借入金は、以下のとおり。

(単位：円)

整理番号	事業名	借入先	借入年月日	利率 (%)	借入金総額	償還期限	当該年度償還額	償還額累計	未償還額	備考

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度、特別賦課金及び減債積立資産の取崩額を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調定年度	区分		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不納欠損引当金	備考
当該会計年度	流動資産	経常賦課金		-	-		-	
		特別賦課金		-	-		-	
			-	-		-	
		合計		-	-		-	
〇〇年度	固定資産	経常賦課金						
		特別賦課金						
							
		小計						
〇〇年度	固定資産	経常賦課金						
		特別賦課金						
							
		小計						
〇〇年度	固定資産	経常賦課金						
		特別賦課金						
							
		小計						
〇〇年度	固定資産	経常賦課金						
		特別賦課金						
							
		小計						
合計								

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金					
.....					

年度収支予算書

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	

借入金限度額 _____ 円
 債務負担額 _____ 円

支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	

(記載上の注意) 科目の順は、別表第1の順によること。

年度収支予算書総括表

(単位：円)

科 目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計

(記載上の注意) 当該事業年度の予算額のみを計上する。
 科目の順は、別表第1の科目の順によること。

____年度補正収支予算書

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	

支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	

(記載上の注意) 科目の順は、別表第1の順によること。

____年度収支決算書

収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	

支出

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	

(記載上の注意) 科目の順は、別表第1の順によること。

収支決算書に対する注記

- 1 資金の範囲
- 2 資金の範囲の変更有無等
(変更の有無、変更による影響額)
- 3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金		
合計		
未払金		
合計		
次期繰越収支差額		

- 4 予算額と決算額の差異が著しい科目
(科目、その理由)
- 5 科目間の流用及び予備費の充用
(科目、金額)
- 6 その他収支の状況に関する特記事項

年度収支決算書総括表

(単位：円)

科 目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。
 科目の順は、別表第1の順によること。

財 産 目 録

年 月 日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
.....		
流動資産合計		
2 固定資産		
(1) 基本財産		
.....		
基本財産合計		
(2) 特定資産		
.....		
特定資産合計		
(3) その他固定資産		
.....		
その他固定資産合計		
固定資産合計		
3 繰延資産		
.....		
繰延資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1 流動負債		
.....		
流動負債合計		
2 固定負債		
.....		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		

(記載上の注意) 科目の順は、別表第1の順によること。

金額欄のうち右の2列には仕切り線を入れ、款の計、さらに部の計を表記すること。